

政令第五十五号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十二条）

第二章 経過措置（第二十三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

「第四節 介護

目次中「第四節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二―第三十七条の十二）」を

第五節 介護

医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）

に改める。

サービス情報の公表（第三十七条の二の三―第三十七条の十二）

第二条第六号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者

二 居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

第三条第二項中「前項第二号」を「前項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第三十五条の二中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。」の下に「、第一百七条第三項第五号（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十一号中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削る。

第三十五条の三中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。」の下に「、第一百七条第三

項第六号（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五条の四中「」及び「を」に、「に規定する」を「及び第百七条第三項第十四号（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第三十五条の五中「第百四条第一項第九号」の下に「、第百十四条の六第一項第九号」を加える。

第三十五条の六の表第七十条の二第四項の項を次のように改める。

第七十条の二第 四項	第一項	第七十八条の十二において準用する第一項
---------------	-----	---------------------

第三十六条の表第十五条第一項の項中「医師、」を削り、同表第三十条の項中「第二十四条第一項」を「第二十三条の二、第二十四条第一項」に改める。

第三十七条の見出し中「第百六条」を「第百六条ただし書」に改め、同条第一項中「第百六条」を「第百六条ただし書」に改め、同項第三十三号中「当該命令を発する者が定めるもの」を「、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていないもの」に改め、同条第二項中「第百六条」を「第百六条ただし書」に、「同条」を「同条ただし書」に改め、同項の表

中「を発する者が定めるもの」を「の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされているもの」に改める。

第三十七条の二を第三十七条の二の三とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 介護医療院

(介護医療院に関する読替え)

第三十七条の二 法第百十四条の八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>医療法の規定中 読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>歯科医師、薬剤師その他の従業者</p>	<p>看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者</p>
<p>第三十条</p>	<p>第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二</p>	<p>介護保険法第百十四条の三、第百十四条の四第一項、第百十四条の五第三項又は第百十四条の六第</p>

十九条第一項若しくは第三項 一 項

(法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定等)

第三十七条の二の二 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一 第三十七条第一項第一号、第二号及び第四号から第三十二号までに掲げる規定

二 危険物の規制に関する政令の規定

三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十

六条第一項の規定により同法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約（同法第二条の規定による

廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下この号において「旧簡易生命保険法」

という。）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。）についてなおその効力を有するものとされ

る旧簡易生命保険法の規定

四 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの

2 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同項ただし書

の政令で定める介護医療院は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護医療院とする。

建築士法	建築士法		公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令	診療所	病院	入所定員十九人以下
	診療所	病院				
建築基準法及び建築基準法施行令	建築基準法及び建築基準法施行令		特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令	診療所	病院	入所定員十九人以下
	診療所	病院				
がん登録等の推進に関する法律及びがん	がん登録等の推進に関する法律及びがん		がん登録等の推進に関する法律及びがん	診療所	病院	入所定員二十人以上
	診療所	病院				

登録等の推進に関する法律施行令		
駐車場法施行令	病院	入所定員十九人以下
消防法施行令	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
水質汚濁防止法施行令	病院	入所定員十九人以下
瀬戸内海環境保全特別措置法施行令	病院	入所定員十九人以下
勅令及び政令以外の命令であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされているもの	診療所	当該命令を発する者が定めるもの

第三十八条第三項第二号中「第二百二十二条の二」の下に「、法第二百二十二条の三第一項」を加える。
 第五十二条の次に次の一条を加える。

(適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読替え)

第五十二条の二 施行法第十一条第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十四条第一項	第十三条第一項又は第二項	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第一項又は第二項

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（自立支援等施策等の支援に関する交付金）

第一条の四 法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、毎年度、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この項において

同じ。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等(法第二十条に規定する介護給付等をいう。)に要する費用の適正化に関する取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。

2 法第二百二十二条の三第二項に規定する交付金は、毎年度、法第二百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

第六条第五項第一号中「及び地域支援事業」を、「地域支援事業」に改め、「算定した額」の下に「及び法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額の合算額」を加える。

第七条第二項中「第二百二十二条の二」の下に「、第二百二十二条の三第一項」を加える。

(健康保険法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

一 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)附則第四条

二 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)附則第三十四条

三 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第五十二条の七

四 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年

政令第三百七十五号）附則第二条

（児童福祉法施行令の一部改正）

第四条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中「第二十一条の五の三十」を「第二十一条の五の三十一」に改める。

第二十五条の十の二中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改め、同条の表中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第一項」に改める。

第二十五条の十一中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十二第二項」に改め、同条の表中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第二十五条の十二中「第二十一条の五の二十三第一項第九号」を「第二十一条の五の二十四第一項第九号」に改める。

第二十五条の十三第一項中「第二十一条の五の二十八第二項」を「第二十一条の五の二十九第二項」に

改め、同条第二項第一号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同項第二号中「第二十一条の五の二十八第二項」を「第二十一条の五の二十九第二項」に改める。

第二十五条の十四中「法第二十一条の五の二十九」を「法第二十一条の五の三十」に改め、同条の表第十九条の二十第一項の項中「第二十一条の五の二十九」を「第二十一条の五の三十」に改め、同表第二十条の項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改める。

第二十七条の八の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を

「第二十一条の五の二十四第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十一号の項中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十四第四項」に改める。

第二十七条の十の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第六号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十四第四項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三

項第十一号の項中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第二十七条の十の二の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十一号の項中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十五第一項の項中「第二十一条の五の二十五第一項」を「第二十一条の五の二十六第一項」に、「第二十一条の五の十七第三項」を「第二十一条の五の十八第三項」に改め、同表第二十一条の五の二十五第二項第一号の項中「第二十一条の五の二十五第二項第一号」を「第二十一条の五の二十六第二項第一号」に、「第二十一条の五の二十七」を「第二十一条の五の二十八」に改め、同表第二十一条の五の二十五第二項第二号の項中「第二十一条の五の二十五第二項第二号」を「第二十一条の五の二十六第二項第二号」に改め、同表第二十一条の五の二十六第二項第二号の項中「第二十一条の五の二十五第二項第三号の項中「第二十一条の五の二十六第二項第三号」に改め、同表第二十一条の五の二十五第四項の項中「第二十一条の五の二十五第四項」を「第二十一条の五の二十六第四項」に改め、同表第二十一条の五の二十六第一項の項中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同表第二十一条の五の二十六第二項及び第三項の項中「第二十一条の五の二十六第二項及び第五項の第二項」を「第二十一条の五の二十七第二項」に改め、同表第二十一条の五の二十七第一項及び第五項の項中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改める。

第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「

第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三

項第七号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十四第四項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第四十五条の三第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同条第八項中「第二十一条の五の二十五第二項第二号」を「第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百

五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号「に、「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の二十七第二項」に、「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に、「第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十八第五項」に改める。

（医療法施行令の一部改正）

第五条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の六中「第七条の二第八項」を「第七条の二第七項」に改める。

第五条の五の六第一項第五号及び第六号中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第六条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号及び第二十三条の二第二号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

(老人福祉法施行令の一部改正)

第七条 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第五条の二に」を「第五条の二第一項に」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(法第二十九条第十四項の政令で定める法律)

第十二条 法第二十九条第十四項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）

九 介護保険法

十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）

十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

十二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の次に次の四条を加える。

(法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度)

第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、平成三十五年度とする。

(納付額の通知等)

第八条の三 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第一項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額（以下この条において「納付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、納付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、納付額を国庫に納付しなければならない。

第八条の四 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第三項の規定により支払基金が都道府県に交付すべき額（以下この条において「都道府県交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、都道府県交付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、都道府県交付額を都

道府県に交付しなければならない。

第八条の五 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第四項の規定により支払基金が各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。次項において同じ。）に対し交付すべき額（以下この条において「保険者交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、保険者交付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、保険者交付額を各保険者に交付しなければならない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第九条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十六第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同条第七項中「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つ

た都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第二十一條の五の二十七第二項に、「第二十一條の五の二十六第三項」を「第二十一條の五の二十七第三項」に、「第二十一條の五の二十七第五項」を「第二十一條の五の二十八第五項」に改める。

第七百七十四條の三十一の四第一項中「までの規定により」を「まで並びに同法第百五條及び第百十四條の八において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九條第二項、第十五條第三項及び第三十條の規定により」に、「同法」を「介護保険法」に、「第七十五條の二第一項、第八十二條の二第一項、第八十九條の二第一項、第九十九條の二第一項及び第百十五條の六第一項」を「第七十條第六項、第八十六條第三項、第九十四條第六項及び第百七條第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十條第七項及び第八項並びに第百十五條の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五條の二、第八十二條の二、第八十九條の二、第九十九條の二、第百十四條及び第百十五條の六」に、「援助」を「援助等」に、「の規定中」を「並びに同法第百五條及び第百十四條の八において準用する医療法第九條第二項、第十五條第三項及び第三十條の規定中」に改め、同條第二項中

「第七十条第八項」を「第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百条第三項、第一百三條第五項、第一百四條第二項、第一百四條の二第三項、第一百四條の五第五項、第一百四條の六第二項、第一百五條の八第五項、第一百五條の九第二項」に改め、同条第三項中「同条第七項中「都道府県知事」を「同条第四項及び第五項中「第一百八條第二項第一号」とあるのは「第一百七條第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事」に改め、「が定める市町村介護保険事業計画」を削り、「及び第九十三條」を「中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八條の二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「に

ついで障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条「に改め、「受けなければ」を削り、「許可」を「当該許可」に、「同法第百四条の二及び」を「同条第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法「に、「第百十五条の三十三第二項」を「第百十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害

者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第百十五条の三十三第二項」に、「」とあるのは「指定又は許可を」と、「」を「取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「」に、「又は許可の」を「若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」に改める。

第百七十四条の三十二第三項中「第五十一条中」を「第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第五十一条中」に改める。

第百七十四条の三十五第一項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第七百七十四条の四十九の十一の二第一項中「までの規定により」を「まで並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定により」に、「同法」を「介護保険法」に、「第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第百十五条の六第一項」を「第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第百七条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十二条の二、第八十九条の二、第九十九条の二、第百十四条及び第百十五条の六」に、「援助」を「援助等」に、「の規定中」を「並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定中」に改め、同条第二項中「同条第七項中「都道府県知事」を「同条第四項及び第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事」に改め、「が定める市町村介護保険事業計画」を削り、「第七十八条及び」を「第七十

二条の二第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型居宅サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならぬものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型居宅サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたときは」とあるのは「又は休止の届出があつたときも」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以下この項において「共生型地域密着型サービス事業者」という。）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「ならない。この場合において、当該届出があつたときは」とあるのは「ならないものとし、当該届出があつたときは」、当該指定に係る指定地域密着型サービスの事業について、第七十八条の五第二項の規定による事業の

廃止又は休止の届出があったものとみなす。共生型地域密着型サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったときも」と、同法」に改め、「受けなければ」を削り、「許可」を「当該許可」に、「同法第百四条の二及び」を「同法第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五条の二の二第五項中「から」とあるのは

「（以下この項において「共生型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならぬものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。共生型介護予防サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があったときは」とあるのは「又は休止の届出があったときも」と、同法」に、「第百十五条の十三第二項」を「第百十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「ならない。この場合において、当該届出があったときは」とあるのは「ならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。共生型地

域密着型介護予防サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたときも」と、同法第百十五条の三十三第二項に、「一とあるのは「指定又は許可を」と、「一」を「取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「一」に、「又は許可の」を「若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第二項中「第五十一条」を「第四十一条の二第四項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号若しくは第三号の届出があつたとき、又は介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止」と、同条第五項中「介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当

該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」とあるのは「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」と、同法第五十一条」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号中「及び第二百二十二条の二」を「、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の三」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「中欄中「第七十六条第一項」とあるのは「附則

第九条第二項」と、同項下欄中「法第七十六条第一項」とあるのは、「法」を「中」第七十六条第二項」とあるのは、「」に改める。

附則第五条の見出し中「納付する」の下に「都道府県内の」を加え、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項 第一号	第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
第二十九条の七第二項 第二号	第七十五条の七第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項

	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
第二十九条の七第一項 第三号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七第二項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項 第一号イ(2)	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第二十九条の七第二項 第一号ロ(2)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

	第二十九条の七第三項	第七十六条第一項	並びに 附則第二十二條の規定により読み替えられ た法第七十六條第一項
	第二十九条の七第三項 第一号イ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
	第二十九条の七第三項 第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられ た法第七十五条
	第二十九条の七第四項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられ た法第七十六條第一項
	第二十九条の七第四項 第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられ た法第七十五条
	第二十九条の七第五項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられ た法第七十六條第一項

附則第五条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項 第一号	第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
第二十九条の七第一項 第二号	第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等の	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の

<p>第二十九条の七第一項 第三号</p>	<p>第七十五条の七第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項</p>
<p>前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項</p>	<p>第七十六条第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第一項</p>
<p>前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(2)</p>	<p>第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに</p>
<p>前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(6)</p>	<p>後期高齢者支援金等及び</p>	<p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに</p>

<p>第二十九条の七第二項 第一号ロ(2)</p>	<p>第七十五条</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条</p>
<p>前条第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第二項第一号ロ(3)</p>	<p>第七十条第一項</p>	<p>並びに 附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項</p>
<p>前条第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第三項</p>	<p>第七十六条第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第一項</p>
<p>前条第一項の規定により読み替えられた第二</p>	<p>後期高齢者支援金等</p>	<p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等</p>

十九条の七第三項第一号イ		
第二十九条の七第三項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第四項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第四項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第五項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第十二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次の

ように改正する。

附則第三条第一項中「この項及び次条」を「この項、次条及び附則第十四条」に改める。

附則第十三条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の見出し中「市町村」を「都道府県」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「市町村（退職被保険者等所属市町村）」を「都道府県（退職被保険者等所属都道府県）」に、「及び第四条の二」を「、第四条の二、第九条から第十一条まで、第十九条及び第二十条」に改め、同項の表を次のように改める。

第二条第一項	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第二条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換

		<p>支援金」という。)</p>
<p>第四条第二項第二号イ</p>	<p>及び後期高齢者支援金</p>	<p>、後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>
<p>第四条の二第一項第二号</p>	<p>第二条第一項第二号</p>	<p>附則第十四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号</p>
<p>第九条第二項第一号ホ</p>	<p>及び後期高齢者支援金等</p>	<p>、後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）</p>
	<p>後期高齢者支援金等及び</p>	<p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに</p>
<p>第九条第二項第二号イ</p>	<p>同条第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項</p>
	<p>後期高齢者支援金及び</p>	<p>後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに</p>

<p>第九条第二項第二号ハ 及びホ</p>	<p>後期高齢者支援金及び</p>		<p>後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに</p>
<p>第九条第二項第二号又</p>	<p>第七十五条</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条</p>	
<p>第十条第二項第一号</p>	<p>後期高齢者支援金等及び</p>	<p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに</p>	
<p>第十条第二項第二号イ</p>	<p>第七十条第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項</p>	
<p>第十条第二項第二号ロ 及びハ</p>	<p>後期高齢者支援金</p>	<p>後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>	

第十条第二項第二号二	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条
第十条第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十一条第二項第二号	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項
イ		
第十一条第二項第二号	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条
二		
第十九条第三号	及び後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十条第二号	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項

	同条第三項	れた法第七十条第一項
第二十条第六号	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条

附則第十四条第二項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「第四条及び第四条の二」を「及び第四条の規定、第四条の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九条及び第十条の規定、第十一条及び第十九条の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十条」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第九条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九条第一項
附則第四条第一項の規	及び高齢者医療確保法の規定に	、高齢者医療確保法の規定による後期高

<p>号</p> <p>第四条の二第一項第二</p>	<p>イ</p> <p>た第四条第二項第二号</p> <p>定により読み替えられ</p> <p>附則第四条第一項の規</p>			<p>定により読み替えられ</p> <p>た第二条第一項第二号</p>
<p>第二条第一項第二号</p>	<p>及び後期高齢者支援金</p> <p>及び後期高齢者支援金</p>	<p>及び後期高齢者支援金</p>	<p>附則第七条第一項第二号</p>	<p>よる後期高齢者支援金（以下「</p> <p>後期高齢者支援金」という。）</p>
<p>えられた附則第四条第一項の規定により</p> <p>附則第十四条第二項の規定により読み替</p>	<p>、後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>	<p>、後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えら</p> <p>れた法附則第七条第一項第二号</p>	<p>齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」</p> <p>という。）及び高齢者医療確保法の規定</p> <p>による病床転換支援金（以下「病床転換</p> <p>支援金」という。）</p>

		読み替えられた第二条第一項第二号
第九條第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第九條第二項第二号	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
イ	後期高齢者支援金及び	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九條第一項
第九條第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
第九條第二項第二号又	第七十五條	附則第二十二條の規定により読み替えら

<p>第十条第二項第二号ニ 及びハ</p>	<p>第十条第二項第二号ロ</p>	<p>イ</p>	<p>附則第四条第一項の規 定により読み替えられ た第十条第二項第二号</p>	<p>附則第四条第一項の規 定により読み替えられ た第十条第二項第一号</p>	
<p>第七十五条</p>	<p>後期高齢者支援金</p>	<p>後期高齢者支援金</p>	<p>附則第九条第一項</p>	<p>後期高齢者支援金等</p>	<p>後期高齢者支援金等及び</p>
<p>附則第二十二條の規定により読み替えら</p>	<p>後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>	<p>後期高齢者支援金及び病床転換支援金</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えら れた法附則第九条第一項</p>	<p>等 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金</p>	<p>等並びに 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金</p>
<p>れた法第七十五条</p>					

	後期高齢者支援金等	れた法第七十五条
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十条第二項第二号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
ホ 第十一条第二項第二号	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
イ 第十一条第二項第二号	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
ニ 第十九条第三号	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二十条第二号</p>	<p>附則第九条第一項</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九条第一項</p>
<p>第二十条第六号</p>	<p>第七十五条</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条</p>
<p>附則第三条第一項</p>	<p>附則第七条第一項の</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の</p>
<p>附則第三条第一項第一号</p>	<p>附則第七条第一項</p>	<p>(法附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七条第一項に</p>
<p>附則第三条第一項第二号</p>	<p>附則第七条第一項第二号</p>	<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号</p>

	及び後期高齢者支援金 同号	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金 法附則第二十二條の規定により読み替え られた同号
附則第三條第二項	附則第七條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えら れた法附則第七條第一項
同項		法附則第二十二條の規定により読み替え られた同項

附則第十五條中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年年度」を加える。

附則第十六條を削る。

附則第十七條の表以外の部分中「第五條第一項」を「附則第十三條の規定により読み替えられた第五條第一項」に改め、同條の表を次のように改める。

附則第十三條の規定に より読み替えられた第	の合算額	に介護保険法附則第十三條第一項に規定 する概算納付金の額に対する当該概算納
--------------------------	------	--

<p>五条第一項第一号ロ(2)</p>	<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第五項第三号ハ</p>
	<p>係る部分</p>
<p>付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の割合を乗じて得た額の合算額</p>	<p>、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分</p> <p>(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 四分の三</p> <p>(2) 被用者保険等保険者である組合</p> <p>介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の</p>

額を控除した額の割合

附則第十七条を附則第十六条とする。

附則第十八条の見出しを削り、同条の表以外の部分中「経過的組合員」を「平成三十一年度において、経過的組合員」に改め、「をいう」の下に「。次条及び附則第十九条において同じ」を加え、同条の表附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)の項中「附則第十八条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第十七条とし、同条の前に見出しとして「(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条 平成三十一年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定によ	以下同じ。)でないもの	以下同じ。)でないもの並びに附則第十条に規定する経過的組合員(以下「経過的組合員」という。)であつて指定組
--------------------------------	-------------	---

り読み替えられた第五
条第一項第一号ロ(2)

	及び 組合特定被保険者でないもの
合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）	並びに 組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者

	<p>第五条第二項</p>	<p>第五条第四項第一号</p>
	<p>組合特定被保険者</p>	<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第</p>
<p>又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員</p>	<p>組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）</p>	<p>一 次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分 零</p> <p>イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。</p> <p>。）の組合特定被保険者であつて、</p>

七十号) 第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。) 及びその世帯に属する者(次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。)に係る特定給付額に係る部分

常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。) 及びその世帯に属する者(ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。)

ロ 指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないものうち、健康保険法第三条第一項第八

<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過の組合員」という。）</p>
<p>第五条第五項第一号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者並びに経過の組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>
<p>附則第二十条を附則第二十一条とし、附則第十九条を附則第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。</p>		
<p>指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過の組合員</p>		

第十九条 平成三十二年度から平成三十五年度までの各年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	以下同じ。)でないもの	以下同じ。)でないもの並びに附則第十条に規定する経過的组合員(以下「経過的组合員」という。)であつて指定組合特定被保険者(第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)又は小規模事業所等常勤経過的组合員(同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的组合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)でないもの及び経過の世帯員
----------------------------------	-------------	---

		<p>第五条第二項</p>
	<p>及び</p>	<p>組合特定被保険者でないもの</p>
<p>(経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。)</p>	<p>並びに</p>	<p>組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。)</p>

第五条第四項第一号

一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合

一 次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分 零
イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る

<p>より読み替えられた第 附則第十三条の規定に</p>	
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>特定被保険者」という。）に 係る特定給付額に係る部分 零</p>
<p>指定組合特定被保険者並びに経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及</p>	<p>。及びその世帯に属する者（ロ、 次号及び次項第一号において「指定 組合特定被保険者」という。） ロ 指定組合の経過的组合員であつて 指定組合特定被保険者でないものの うち、健康保険法第三条第一項第八 号の規定による承認を受けて同法の 被保険者とならないことにより当該 指定組合の組合員であるもの（次項 第一号において「小規模事業所等常 勤経過的组合員」という。）</p>

<p>五条第四項第二号</p>		<p>び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>
<p>第五条第五項第一号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過の組合員</p>

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中

<p>「 ホ イからニまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において</p>	<p>「 ホ 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれ</p>
--	--

「感染性病原体」という。）を取り
扱う施設であつて、環境省令で定め
るもの

を

のある病原体（以下この項において
「感染性病原体」という。）を取り
扱う施設であつて、環境省令で定め
るもの

に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十四条 次に掲げる政令の規定中「、同法」を「若しくは同法」に改め、「介護老人保健施設」の下に「

若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

一 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四

号）第三条第十四号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七

年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「介護老人保健施設」という。）の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条において「介護医療院」という。）」を加え、同項第二号中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同項第三号中「病院等」の下に「又は介護医療院」を加え、同項第四号から第七号までの規定中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同項第八号中「病院等」の下に「又は介護医療院」を加える。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第十七条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項の表医療法第七条の二第八項の項中「第七条の二第八項」を「第七条の二第七項」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第十八条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同号に規定する介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同項第五号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二十一条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「平成三十年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に改め、「第十三条第一項」の下に「（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項に」を「介護保険法第十三条第一項に」に改め、「同条第二項」の下に「（介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項各号」を「介護保険法第十三条第二項各号」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「平成三十年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十二條 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第二号中「介護老人保健施設」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院」に改める。

第一百十三條第五号中「（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第二章 経過措置

（適用除外とされた者についての平成十八年旧介護保険法の規定の適用の特例）

第二十三條 当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としなないこととされた者（支給決定（同項に規定する支給決定をいう。）を受けて指定障害者支援施設（同項に規定する指定障害者支援施設をいう。）に入所している者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八條第二項の規定により障害者支援施設（介護保険法施行法第十条第一項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）であつた介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十三条及び第三百二十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十三条第 一項ただし 書</p>	<p>二以上の住所地特例対象施設に継 続して</p>	<p>住所地特例対象施設又は特定適用除外施設（介護保 険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条 第一項の規定により介護保険の被保険者としな いとされた者（障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（平成十七年法律第 百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同 法第五条第七項に規定する生活介護及び同条第十 項に規定する施設入所支援に係るものに限る。以下「 支給決定」という。）を受けて同法第二十九条第 一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害</p>
------------------------------	--------------------------------	---

者支援施設」という。)に入所している者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。)の入所する指定障害者支援施設及び障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設をいう。以下同じ。) (以下「住所地特例対象施設等」という。)から継続して他の住所地特例対象施設に

	<p>第十三条第 二項</p>	<p>していた住所地特例対象施設</p>
	<p>一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするに よ りそれぞれの住所地特例対象施設 の所在する場所に順次住所を 変更したと認められる住所地特 例対象被保険者であつて、当該 二以上の住所地特例対象施設の うち最初の住所地特例対象施設 に入所等をした際他の市町村（ 現入所施設が所在する市町村以 外の市町村をいう。）の区域内</p>	<p>していた住所地特例対象施設等</p> <p>一 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等 をしている住所地特例対象被保険者のうち、当該 二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等 をするに よ りそれぞれの住所地特例対象施設 の所在する場所に順次住所を 変更したと認められ る者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設 のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした 際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外 の市町村をいう。）の区域内に住所を有していた と認められるもの 当該他の市町村</p> <p>二 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等 をしている住所地特例対象被保険者のうち、当該</p>

に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をする事（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設に継続して入所等をする事（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において

二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をする事（以下この項において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この項において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

三 二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所

て「特定住所変更」という。）
を行ったと認められる住所地特
例対象被保険者であつて、最後
に行った特定住所変更に係る継
続入所等の際他の市町村（現入
所施設が所在する市町村以外の
市町村をいう。）の区域内に住
所を有していたと認められるも
の 当該他の市町村

等をしている住所地特例対象被保険者（前二号に
掲げる者を除く。）のうち、特定適用除外施設に
入所することにより当該特定適用除外施設の所在
する場所以外の場所から当該特定適用除外施設の
所在する場所への住所の変更（以下「適用除外施
設住所変更」という。）を行ったと認められる者
であつて、最後に行った適用除外施設住所変更
に係る特定適用除外施設への入所に係る支給決定等
（当該特定適用除外施設が指定障害者支援施設で
ある場合にあつては支給決定をいい、当該特定適
用除外施設が障害者支援施設である場合にあつて
は身体障害者福祉法第十八条の規定による措置を
いい、当該特定適用除外施設が指定障害者支援施

設又は障害者支援施設以外の施設である場合にあっては厚生労働省令で定める手続をいう。)を行つた市町村(以下「最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村」という。)が現入所施設が所在する市町村以外の市町村であるもの(最後に行つた適用除外施設住所変更後に特定住所変更を行つたと認められる者を除く。) 最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村

四 二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)のうち、適用除外施設住所変更及び特定住所変更(最後に行つた適用除外施設住所変更後に行つたと認められるもの

	<p>第三百三十四 条第一項</p>
	<p>第十三条第一項又は第二項</p>
<p>に限る。以下この号において同じ。）を行ったと認められる者であつて、最後に行ったと認められる特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村</p>	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）第二十三条の規定により読み替えて適用する第十三条第一項又は第二項</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

（医療法人の分割及び合併に関する準備行為）

第二条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十九条の二において読み替えて準用する同法第五十八条の二第四項の規定及び同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三第四項の規定による認可の手續（同法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人又は同法第六十一条の二第一号に規定する新設分割設立医療法人が、定款又は寄附行為をもって、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下この条において「地域包括ケア強化法」という。）第七条の規定による改正後の医療法（次条において「改正後医療法」という。）第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院（地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）の名称及び開設場所を定めるものに限る。）は、地域包括ケア強化法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても行うことができる。

（地域医療連携推進法人の認定等に関する準備行為）

第三条 改正後医療法第七十条第一項の規定による認定の手続（介護医療院を開設する法人を同項に規定する参加法人とするものに限る。）は、改正法施行日前においても行うことができる。

第四条 医療法第七十条の八第三項の規定による確認（同法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人が介護医療院を開設しようとする場合に限る。）は、改正法施行日前においても行うことができる。

理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法施行令において医療法を準用する場合における必要な技術的読替え、医療法との関係等に関する事項を定める等関係政令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。